

第44回 北九州市都市計画審議会案件 総括表

種類・名称	概要	備考																					
道路 周防灘沿岸部	<p>周防灘沿岸部は、太刀浦コンテナターミナル、新門司港、北九州空港、北九州臨空産業団地などの産業物流拠点が集積しており、そこから発生する交通を処理する既存の幹線道路は朝夕の渋滞が激しく、物流機能が阻害されている状況である。</p> <p>これらの渋滞を解消し、周防灘沿岸部の物流機能の強化や、京築地域との連携、北九州空港へのアクセス利便性向上などを図るとともに、曽根干潟への影響、住宅地の分断等の課題に対応するため、都市計画道路6号線のほか関連する都市計画道路の変更を行うもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名(変更前)</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6号線</td> <td>L=21,150m、W=40m、4車線</td> <td>L=23,310m、W=25m、4車線</td> </tr> <tr> <td>吉志2号線 (吉志井ノ浦)</td> <td>L=4,670m、W=25m</td> <td>L=1,170m、W=25m、4車線</td> </tr> <tr> <td>沼吉田線 (沼井ノ浦線)</td> <td>L=4,390m、W=25m</td> <td>L=2,010m、W=25m、4車線</td> </tr> <tr> <td>新町井ノ浦線</td> <td>L=8,710m、W=22m</td> <td>L=8,760m、W=22m、4車線</td> </tr> <tr> <td>黒原飛行場線</td> <td>L=6,810m、W=30m</td> <td>L=6,590m、W=30m、4車線</td> </tr> <tr> <td>8号線</td> <td>L=14,020m、W=40m</td> <td>L=13,930m、W=40m、6車線</td> </tr> </tbody> </table>	路線名(変更前)	変更前	変更後	6号線	L=21,150m、W=40m、4車線	L=23,310m、W=25m、4車線	吉志2号線 (吉志井ノ浦)	L=4,670m、W=25m	L=1,170m、W=25m、4車線	沼吉田線 (沼井ノ浦線)	L=4,390m、W=25m	L=2,010m、W=25m、4車線	新町井ノ浦線	L=8,710m、W=22m	L=8,760m、W=22m、4車線	黒原飛行場線	L=6,810m、W=30m	L=6,590m、W=30m、4車線	8号線	L=14,020m、W=40m	L=13,930m、W=40m、6車線	議題 206
路線名(変更前)	変更前	変更後																					
6号線	L=21,150m、W=40m、4車線	L=23,310m、W=25m、4車線																					
吉志2号線 (吉志井ノ浦)	L=4,670m、W=25m	L=1,170m、W=25m、4車線																					
沼吉田線 (沼井ノ浦線)	L=4,390m、W=25m	L=2,010m、W=25m、4車線																					
新町井ノ浦線	L=8,710m、W=22m	L=8,760m、W=22m、4車線																					
黒原飛行場線	L=6,810m、W=30m	L=6,590m、W=30m、4車線																					
8号線	L=14,020m、W=40m	L=13,930m、W=40m、6車線																					
用途地域 朽網地区	<p>当地区は、小倉都心から南東約10kmに位置し、周辺では北九州空港や東九州自動車道が整備されるなど、交通の利便性の高い臨空産業団地である。平成19年10月にはトヨタ自動車の進出により、団地内の北側については分譲がほぼ完了し、次世代産業拠点が形成されている。</p> <p>都市計画については、平成15年に、生産流通業務の集積を図るとともに、良好な市街地環境を保全するため、用途地域の見直し(工業専用地域 工業地域)及び地区計画の決定を行っており、この用途地域の境界(第1種住居地域と工業地域)を、地区内に計画されている都市計画道路6号線としている。</p> <p>今回、この都市計画道路6号線の線形見直しが行われるため、これに合わせて用途地域の変更を行うものである。</p> <p>【面積】:約1.1ha 【用途地域】:工業地域 第一種住居地域</p>	議題 207																					

地区計画 北九州臨空産業団地	<p>平成15年に、生産流通業務の集積を図るとともに、良好な市街地環境を保全するため、用途地域の見直し(工業専用地域 工業地域)に合わせて地区計画の決定を行っており、地区整備計画区域の境界の根拠(生産流通地区と沿道地区)を、地区内に計画されている都市計画道路6号線としている。</p> <p>今回、この都市計画道路6号線の線形見直しに合わせて、地区計画についても、地区整備計画区域の変更を行うものである。</p> <p>【面積】 生産流通地区 約47.9ha(変更前:約49.0ha) 沿道地区 約4.1ha(変更前:約3.0ha)</p> <p>【地区整備計画の概要】(「地区整備計画」は変更なし) 建築物の用途の制限(建築できない建築物) 生産流通地区:住宅、共同住宅、図書館、博物館、神社、寺院、老人ホーム、保育所、マージョ店、パチンコ店など 沿道地区:大学、神社、寺院など 建築物の敷地面積の最低限度:200㎡ 壁面位置の制限:境界線までの距離1.0m以上 建築物等の形態又は意匠の制限:周辺に調和、広告物等は自己用垣又はさくの構造の制限:道路面は生垣、植栽+ネットフェンス等</p>	議題 208
産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 建築基準法第51条の規定により、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設の用途に供する建築物は、特定行政庁が市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に新築、増築ができる。	<p>申請者はこれまで申請地である戸畑区大字中原地内にて、建築基準法第51条の許可を受け産業廃棄物及び一般廃棄物を処理しており、今回の申請では、九州圏内(沖縄を含む)の電力会社から出される柱状トランス等の微量ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量PCB汚染物)を既存の施設で焼却処理するものである。</p> <p>建築基準法で定める処理能力の緩和規定「ポリ塩化ビフェニル汚染物:一日あたりの処理能力0.2t以下」を上回ることから建築基準法第51条に規定する敷地の位置の許可を行うものである。</p> <p>【産業廃棄物処理施設】 (許可済) 産業廃棄物(廃プラ、廃油、汚泥等)の焼却施設 :175.0t/日(24時間) 汚泥の脱水施設 :494.0m<sup>3</sup>/日(24時間) ごみ処理施設 :147.0t/日(24時間) (今回新規許可分) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 :23.57t/日(24時間)</p>	議題 209

手続の概要

平成22年 1月 5日	~	1月19日	都市計画変更の原案の縦覧(議題206~208)
平成22年 1月27日			公聴会の開催(議題206)
平成22年 4月26日	~	5月14日	都市計画変更の案の縦覧(議題206~208)
平成22年 8月 9日			第44回北九州市都市計画審議会
平成22年 9月(予定)			都市計画変更の告示(議題206~208)